

#いいもの お買い物、お食事、サービスも!



とうかい | ~MOのクーポン割引キャンペーン

参加事業者募集

村では、「とうかい | ~MOのクーポン割引キャンペーン」として、村民の皆さんが買い物や飲食、生活関連サービス等の値引きが受けられるクーポン券(額面1,000円相当)2枚を、「広報とうかい」(5月25日号)に折り込み配布します。本キャンペーンを実施するに当たり、参加事業者を募集します。村民の生活を支えるとともに、消費を喚起して本村の経済活性化を図るため、ぜひご参加ください。

【問い合わせ】産業政策課産業政策推進担当(☎282-1711 内線1269)

対象となる要件

村内に店舗等を有し、▽小売業、飲食業、理容・美容業などのサービス業者または建設業者である▽中小企業である(中小企業信用保険法第2条第1項に該当)▽チェーン店(11店舗以上)またはフランチャイズ店でない——の全てを満たす事業者 ※個人事業主または法人のガソリンスタンドがフランチャイズ形式で営む場合は対象となります。

事業内容

▽参加店舗が、「広報とうかい」(5月25日号)に折り込まれるクーポン券(額面1,000円相当)1枚と引き換えに、3,000円以上の会計の際に、1,000円引きで商品を販売・サービスを提供する。▽値引額を村が補助する(上限20万円/事業者)。

※申請方法など詳細は、お問い合わせになるか、村公式ホームページをご覧ください。

募集期間

4月1日(金) ~ 5月2日(月)

キャンペーン期間

6月1日(水) ~ 7月31日(日)

ぜひご参加ください!「参加事業者募集説明会」

本キャンペーンへの参加を検討している事業者向けに、説明会を開催します。事前に電話で申し込みの上、ぜひご参加ください。

【申し込み・問い合わせ】東海村商工会(☎282-3238)

期日 4月13日(水)

時間 午後2時30分~3時30分

場所 東海村商工会

事業者の皆さんへ

事業復活支援金を支給します

国では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業の継続・回復を支援するため、事業復活支援金を支給します。

支給対象▽▽新型コロナウイルス感染症の影響を受けた▽対象月(令和3年11月~令和4年3月のいずれかの月)の売上高が、基準月(平成30年11月~令和3年3月の間の任意の対象月と同じ月)の売上高と比較して50パーセント以上または、30パーセント以上50パーセント未満減少した——を満たす中小法人・個人事業主
支給額▼(「基準期間の売上高」-「対象月の売上高」)×5か月 ※▽基準期間は、基準月を含む平成30年11月~平成31年3月、令和元年11月~令和2年3月、令和2年11月~令和3年3月のいずれかの期間です。▽支給額には上限があります。※詳細は、経済産業省ホームページ(<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>)をご覧ください。

申請期限▼5月31日(火)まで

【問い合わせ】事業復活支援金相談窓口(☎0120-789-140(土・日曜日、祝日を含む全日の午前8時30分~午後7時))